

取 福 発 第 9 0 号
令 和 2 年 4 月 8 日

通所介護サービス事業所管理者 殿
短期入所系介護サービス事業所管理者 殿
居宅介護支援事業所管理者 殿

取手市長 藤井 信吾
(公印省略)

緊急事態宣言が発令された場合におけるサービス利用調整等の事前検討について（依頼）

日頃より本市の介護保険事業運営にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
標記の件について、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という。）
第32条に基づく緊急事態宣言の発令が、7都府県に行われました。

当該都県については、特措法第45条第2項及び特措法施行令第11条（次ページ参照）
に基づき、社会福祉施設（通所または短期間の入所により利用されているものに限る。）に
対して事業所の使用制限の要請が行われる可能性があります。

現在、茨城県には発令されていませんが、当該宣言が行われる可能性を鑑み、別紙1の
例示等を参考に、利用者やその家族、居宅介護支援事業所等と相談のうえ、緊急事態宣言
発令された場合のサービスの利用調整や代替サービスの確保等について、あらかじめご検
討いただきますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルスを取り巻く状況は刻一刻と変化しており、それに伴い取扱い
が変化することも想定されるため、厚生労働省等から新たに方針等が示される場合には改
めて通知します。

○新型インフルエンザ等対策特別措置法

(感染を防止するための協力要請等)

第四十五条 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、当該特定都道府県の住民に対し、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生の状況を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間及び区域において、生活の維持に必要な場合を除きみだりに当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の新型インフルエンザ等の感染の防止に必要な協力を要請することができる。

2 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間において、学校、社会福祉施設(通所又は短期間の入所により利用されるものに限る。)、興行場(興行場法(昭和二十三年法律第三十七号)第一条第一項に規定する興行場をいう。)その他の政令で定める多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者(次項において「施設管理者等」という。))に対し、当該施設の使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止その他政令で定める措置を講ずるよう要請することができる。

○新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令

(使用の制限等の要請の対象となる施設)

第十一条 法第四十五条第二項の政令で定める多数の者が利用する施設は、次のとおりとする。ただし、第三号から第十三号までに掲げる施設にあつては、その建築物の床面積の合計が千平方メートルを超えるものに限る。

一 学校(第三号に掲げるものを除く。)

二 保育所、介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設(通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。)

担当：取手市高齢福祉課

介護保険係・施設係・地域包括ケア推進係

電話番号：0297-74-2141

FAX：0297-74-6600

別紙1

緊急事態宣言発令時に備えたサービス利用時の調整について

1. 利用者の状況の把握

利用者の体調、家庭環境、緊急連絡先等を確認する

2. サービス利用調整の検討及び介護サービス事業所の人員規準等の臨時的取扱い

サービス提供の休止や縮小について、協力要請があった場合を想定して、利用者ごとの対応を検討する。

例えば、通所介護事業所職員による訪問、利用回数の削減、他事業所の利用や訪問介護への振替、介護度の高い利用者を優先等を検討する。

※根拠通知：介護保険最新情報 vol. 770, 773, 779, 809 参照

3. 利用者・家族への説明

サービス内容に変更が有りうることを、利用者または家族に対して丁寧に説明する。

4. 居宅介護支援事業所との協議

サービス提供の休止や縮小となった場合を想定して、サービスの必要性等について、居宅介護支援事業所と具体的に協議する。